

領収書添付用紙

【使 途 内 容：書籍等購入費】

⑦ 資料購入費

詳細： 著作物使用料 データ購入費 (経費区分)

2023 年 5 月 23 日

No.18

領 収 書

新垣光栄 様

請求日 2023年5月23日

株式会社 琉球新報
代表取締役社長 貴久 隆
〒900-8525
沖縄県那覇市泉崎1-10-3

下記の金額正に受領いたしました
合計(税込) ￥3,300

品目	単価	数量	料金
記事転載料			
①令和4年12月3日2面記者席「感謝状、カンフル剤に」 ②令和5年1月19日2面記者席「異国の首相に感銘」	3,000	1	3,000
小計			3,000
消費税			300
合計			3,300

備考
著作物転載申請された方
[印]

担当: デジタル推進局デジタルビジネスグループ
TEL: 098-865-5191

充当割合： 10/10 新報著作物使用料

【説 明： 議会活動だより制作のために必要なデータ】

合 計 額： ￥3,300 政務活動費充当額： ￥3,300

領収書添付用紙

【使 途 内 容：書籍等購入費】

⑦ 資料購入費

詳細： 著作物使用料 データ購入費 (経費区分)

新報 2023 年 5 月 22 日

振込

タイムス 2023 年 5 月 23 日

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の方のうえ大切に大切に持ち帰ってください。なお、金額もあわせてご確認ください。

年	月	日	支店番号	口座番号	銀行番号
05	05	23	050523	030168	
店員番号	口座番号	振込金額	お取引内容	お取引時刻	お取引後残高
09		現金振			
			お振込		¥5,060
			お取引時刻		
			13:18	おつり	¥450
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.オキナワタイムス社 様					
依頼人 アラカキ コウエイ 様					
振込日 05-05-23					
振込金額 ¥4,950					
振込手数料 ¥110					
0523012					

琉球銀行 102-317(23.01)

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の方のうえ大切に大切に持ち帰ってください。なお、金額もあわせてご確認ください。

年	月	日	支店番号	口座番号	銀行番号
05	05	22	050522	030266	
店員番号	口座番号	振込金額	お取引内容	お取引時刻	お取引後残高
09		現金振			
			お振込		¥3,410
			お取引時刻		
			14:59	おつり	¥0
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.リュウキュウシンホウウシヤ 様					
依頼人 アラカキ コウエイ 様					
振込日 05-05-22					
振込金額 ¥3,300					
振込手数料 ¥110					
0522031					

琉球銀行 102-317(23.01)

充当割合： 10/10 新報著作物使用料

【説 明： 議会活動だより制作のために必要なデータ】

合計額： 政務活動費充当額： ¥0

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所賃借料（家賃・水道） 4 月 ～ 1 月	956,570	全額	956,570
毎月払	事務所賃借料（家賃・水道） 2 月 ・ 3 月	187,080	1/2	93,540
毎月払	事務所光熱費（電気料） 4 月 ～ 1 月	79,083	全額	79,083
毎月払	事務所光熱費（電気料） 2 月 ・ 3 月	21,655	1/2	10,827
事務所費 充当合計				1,140,020

経費区分別支出一覧表 (内訳)

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 4月分	93,330	全額	93,330
5/1	(有)とみや不動産/家賃・水道 5月分	93,330	全額	93,330
5/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 6月分	93,330	全額	93,330
6/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 7月分	93,330	全額	93,330
7/31	(有)とみや不動産/家賃・水道 8月分	94,170	全額	94,170
8/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 9月分	93,330	全額	93,330
	(有)とみや不動産/家賃・水道 10月分	93,330	全額	93,330
10/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 11月分	93,330	全額	93,330
11/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 12月分	93,330	全額	93,330
1/4	(有)とみや不動産/家賃・水道 1月分	115,760	全額	115,760
1/30	(有)とみや不動産/家賃・水道 2月分	93,330	1/2	46,665
2/28	(有)とみや不動産/家賃・水道 3月分	93,750	1/2	46,875
	合 計			1,050,110
4/26	沖縄電力(株)/電気料金 4月分	5,813	全額	5,813
5/24	沖縄電力(株)/電気料金 5月分	6,449	全額	6,449
6/26	沖縄電力(株)/電気料金 6月分	8,666	全額	8,666
7/26	沖縄電力(株)/電気料金 7月分	11,128	全額	11,128
8/28	沖縄電力(株)/電気料金 8月分	8,637	全額	8,637
9/25	沖縄電力(株)/電気料金 9月分	7,919	全額	7,919
10/25	沖縄電力(株)/電気料金 10月分	8,696	全額	8,696
11/24	沖縄電力(株)/電気料金 11月分	7,408	全額	7,408
12/25	沖縄電力(株)/電気料金 12月分	7,319	全額	7,319
1/29	沖縄電力(株)/電気料金 1月分	7,048	全額	7,048
2/26	沖縄電力(株)/電気料金 2月分	10,749	1/2	5,374
3/25	沖縄電力(株)/電気料金 3月分	10,906	1/2	5,453
	合 計			89,910
事務所費 充当合計				1,140,020

【令和5年】

受取証明書 (年間)

令和6年5月9日 1 頁

物件名 桃原アパート 101号室
沖縄県中頭郡中城村当間140-3
契約者名 新垣 光栄



有限会社とみや不動産
沖縄県宜野湾市新成2丁目44-20
TEL 098-892-1277 FAX 098-892-1285

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
賃料	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	1,080,000
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	24,000
水道料	1,220	1,220	1,220	1,220	2,060	1,220	1,220	1,220	1,220	23,650	1,220	1,640	38,330
振替手数料	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	1,320
入金方法	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	保証会社	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	
合計	93,330	93,330	93,330	93,330	94,170	93,330	93,330	93,330	93,330	115,760	93,330	93,750	1,143,650

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細： 事務所の建物賃借料及び水道料金

4月分

2023 年 3 月 30 日

No.1

三

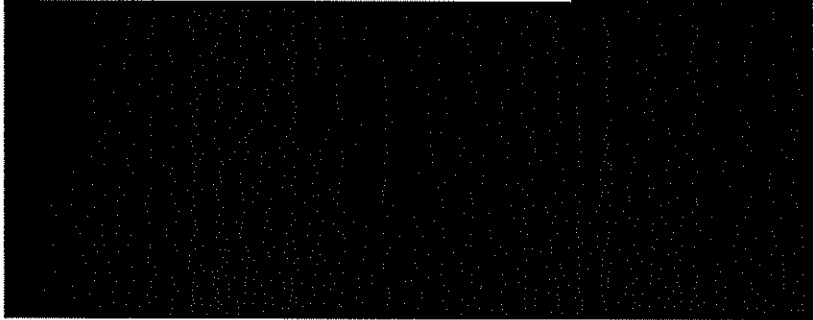
預 金

7

1 月 2 月 3 月 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月



5- 3-30 振出 *93,330家賃 4月



充当割

【説 明： 政務活動事務所として活用（4月）

】

合 計 額： ¥93,330

政務活動費充当額： ¥93,330

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の建物賃借料及び水道料金

(経 費 区 分)

5月分	2023	年	5	月	1	日
6月分	2023	年	5	月	30	日
7月分	2023	年	6	月	30	日

No.2

		預 金		8	
行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	残 引 残 高 (円)
1	5- 5- 1	振出	¥93,330家賃	5月	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11	5- 5-30	振出	¥93,330家賃	6月	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22	5- 6-30	振出	¥93,330家賃	7月	
23					
24					

充当割合： 10/10

【説 明： 政務活動事務所として活用 5月分・6月分・7月分】

合 計 額： ¥27,990 政務活動費充当額： ¥27,990

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の建物賃借料及び水道料金

(経 費 区 分)

8 月分 2023 年 7 月 31 日

No. 3

8 月分 2023 年 8 月 30 日

		預 金		9	
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高 (円)	店 番
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	5- 7-31 振出	¥94,170家賃	8月		
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20	5- 8-30 振出	¥93,330家賃	9月		
21					
22					
23					
24					

充当割合

【説 明： 政務活動事務所として活用 8月分・9月分】

合 計 額： ¥187,500 政務活動費充当額： ¥187,500

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細： 事務所の建物賃借料及び水道料金 (経費区分)

11月分 2023 年 10 月 30 日

No. 5

三		預金			1	
行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16	5-10-30	振出	¥93,330	家賃 11月		
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

充当割合：

【説 明： 政務活動事務所として活用（11月）】

合 計 額： ¥93,330 政務活動費充当額： ¥93,330

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の建物賃借料及び水道料金

(経 費 区 分)

12月分	2023	年	11	月	30	日
1月分	2024	年	1	月	4	日

No. 6

三		預 金		2
1	4月11	振出	お支払い金額	お振り金額
1	5-11-30	振出	*93,830家賃	12月
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	6-1-4	振出	*115,760家賃	1月
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

充当割合

【説 明： 政務活動事務所として活用 12月・1月

】

合 計 額： ¥209,090

政務活動費充当額：

¥209,090

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

事務所の建物賃借料及び水道料金

詳細：

2月分	2024	年	1	月	30	日
3月分	2024	年	2	月	28	日

No. 7

13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22	6- 1-30	振出	*93,330家賃	2月	
23					
24					
三		預 金		3	
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	店番
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10	6- 2-28	振出	*93,750家賃	2月	
11					
12					

充当割合： 1/2

【説 明： 政務活動事務所と後援会事務所として兼用 2月・3月分×1/2】

合 計 額： ¥187,080 政務活動費充当額： ¥93,540

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細： 事務所の光熱費 (経費区分)

2023 年 4 月 26 日

No.1

		三		預金		7	
日	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22	5- 4-26	振出	*3,817円10銭30リブ 4リブ				
23	5- 4-26	振出	*1,996円10銭30リブ 4リブ				
24							

充当額 10/10 ¥3,817 ¥1,996

【説 明： 政務活動事務所に係る必要な経費 4月】

合計額 ¥5,813 政務活動費充当額 ¥5,813

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

5月分	2023	年	5	月	24	日
6月分	2023	年	6	月	26	日

No.2

		預 金		8	
行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円) 店番
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7	5- 5-24	振出	*2,540		
8	5- 5-24	振出	*3,909		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18	5- 6-26	振出	*4,338		
19	5- 6-26	振出	*4,328		
20					
21					
22					
23					
24					

充当割合：	10/10	5月	¥2,540	¥3,909
		6月	¥4,338	¥4,328

【 説 明： 政務活動事務所に係る必要な経費 5月・6月分 】

合 計 額：	¥15,115	政務活動費充当額：	¥15,115
--------	---------	-----------	---------

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

7月分	2023	年	7	月	26	日
8月分	2023	年	8	月	28	日
9月分	2023	年	9	月	25	日

No.3

預 金

9

行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高 (円)	店 番
1						
2						
3						
4						
5						
6	5- 7-26	振出	*5,766			
7	5- 7-26	振出	*5,362			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17	5- 8-28	振出	*4,184			
18	5- 8-28	振出	*4,453			
19						
20						
21						
22						
23	5- 9-25	振出	*3,670			
24	5- 9-25	振出	*4,249			

充当割合： 10/10

8月	¥4,184	¥4,453
9月	¥3,670	¥4,249

【説 明： 政務活動事務所に係る必要な経費 4月】

合 計 額： ¥27,684 政務活動費充当額： ¥27,684

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 ： 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

10月分	2023	年	10	月	25	日
11月分	2023	年	11	月	24	日

No.4

三		預金		1	
行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円) 店番
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11	5-10-25	振出	*4,553		
12	5-10-25	振出	*4,143		
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20	5-11-24	振出	*3,406		
21	5-11-24	振出	*4,002		
22					
23					
24					

充当割合

11 月

¥3,406

¥4,002

電力
43

【 説 明 ： 政務活動事務所に係る必要な経費 10月・11月分 】

合 計 額 ： ¥16,104

政務活動費充当額 ： ¥16,104

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

12月分	2023	年	12	月	25	日
1月分	2024	年	1	月	29	日

No.5

三		預 金		2	
行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円) 店番
1					
2					
3					
4	5-12-25	振出	*3,300	12月分	
5	5-12-25	振出	*4,019	12月分	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19	6- 1-29	振出	*3,540	1月分	
20	6- 1-29	振出	*3,508	1月分	
21					
22					
23					
24					

電力

充当割合： 10/10 1月 ¥3,540

19 ¥3,508

【説 明： 政務活動事務所に係る必要な経費 12月・1月分】

合 計 額： ¥14,367 政務活動費充当額： ¥14,367

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料、管理運営費】

⑧ 事務所費

詳細：

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

2月分 2024 年 2 月 26 日
3月分 2024 年 3 月 25 日

No.6

三		預金		3	
行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)
1					
2					
3					
4					
5	6- 2-26	振出	*6,694		291
6	6- 2-26	振出	*4,055		291
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	6- 3-25	振出	*6,712		391
14	6- 3-25	振出	*4,194		391
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

充当割合： 1/2 2月 ¥6,694 ¥4,055
3月 ¥6,712 ¥4,194

【説 明： 政務活動事務所と後援会事務所として兼用 2月・3月分】

合 計 額： ¥21,655 政務活動費充当額： ¥10,828

事務所概要申告票

議員名 新垣 光栄

1. 物件の所在

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字当間 140 - 3 桃原アパート 101 号室
電話番号	098 - 960 - 0217

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [有限会社 とみや不動産]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 光栄 (印)

賃貸人 氏名

沖縄県宜野湾市新城2-44-20 (印)

有限会社 とみや不動産

住所

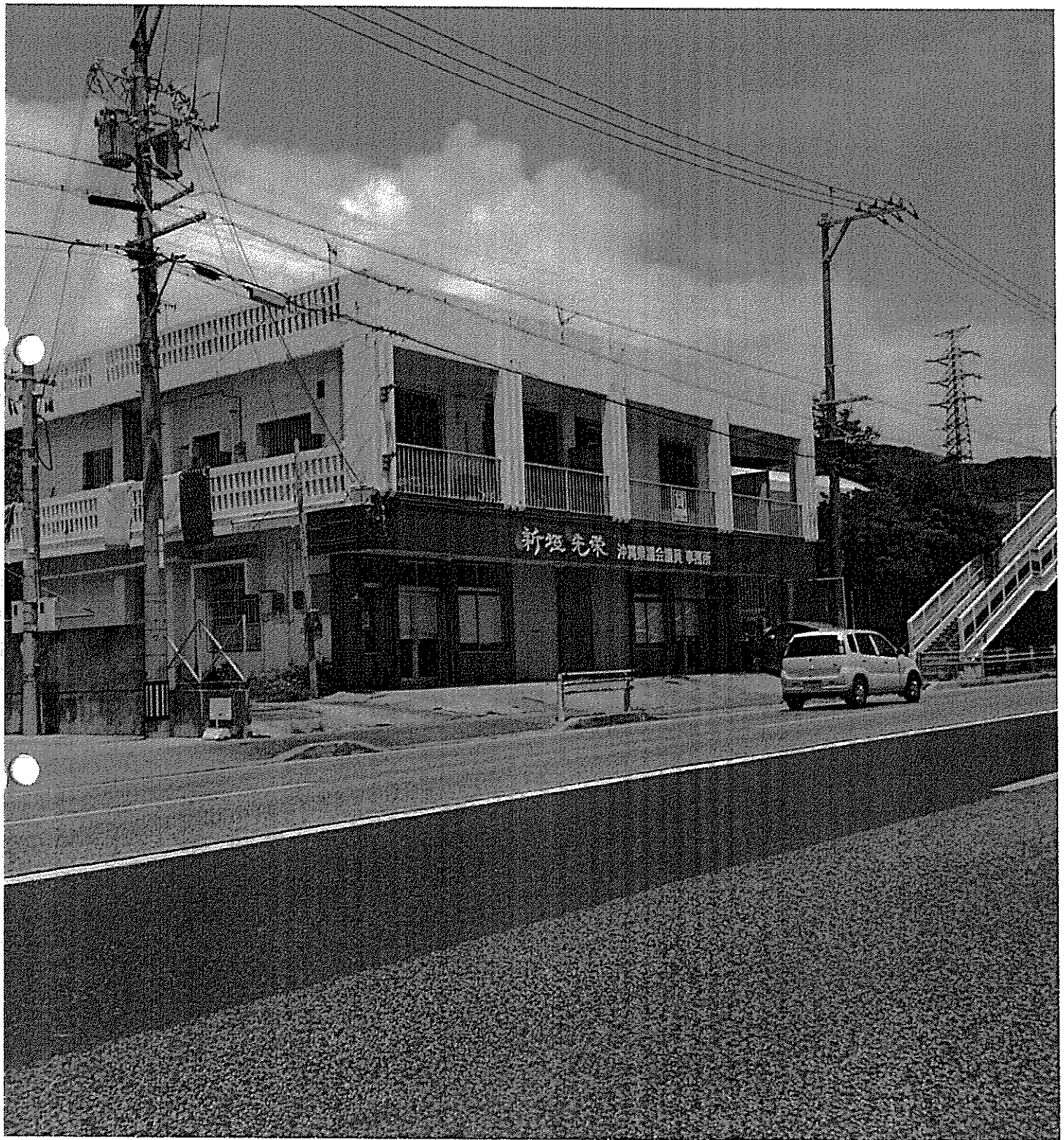
代表取締役 八木 政 徳

電話 (098) 892-1277

事務所費



・コロナウイルス対策の為
マスクの着用と
アルコール消毒を
行っています



提出用

建物賃貸借更新契約書

※黒枠の中はすべてご記入ください。

2021年 2月 10日

(1) 賃貸借の目的物件

物件名称	00164 桃原アパート	住戸番号	1 階 101
所在地	沖縄県中頭郡中城村当間140-3 (住居表示)		

(2) 契約更新期間

始期	2021 年 2 月 10 日	終期	2023 年 2 月 9 日 2 年
----	-----------------	----	--------------------

(3) 入居者 (全員)

氏名	生年月日	続柄	連絡先 (TEL)	勤務先・学校名
新垣 光栄	S・H 2000年 5月 11日	本人		沖縄県議会
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			

(4) 車輛番号 (本人所有)

車種		色		車輛番号	
車種		色		車輛番号	

(5) 緊急連絡先

	氏名	住所	TEL	勤務先	借主との関係
緊急連絡先					

貸主 (甲)

住所
氏名

借主 (乙)

住所	中城村字和字坂96番地
氏名	新垣 光栄
携帯番号	メールアドレス
勤務先名	沖縄県議会
電話番号 (自宅)	(職場) 098-866-2697

管理会社 (丙)

免許証番号	沖縄県知事 (8) 第2047号
所在地	沖縄県宜野湾市新城2-44-20
商号	有限会社 とみや不動産
代表者	八木 政徳
宅地建物取引士	
登録番号	(沖縄) 第 号

*電話番号・車等の変更になった場合はすみやかにご連絡ください。

【平成30年10月12日改定】

建物賃貸借契約書

物件の表示	名 称	桃原アパート			101 号室
	所在地	中城村当間140-3			
	構 造	RCB 造	2 階建	敷 金	90,000 円
賃料	家 賃	月 額	90,000 円	札 金	72,000 円
	消費税 (%)	月 額	円	鍵交換料	円
	共益費	月 額	2,000 円	抗菌施工	円
		月 額	円		円
		月 額	円	契約期間	平成 29 年 2 月 10 日から
		月 額	円		平成 31 年 2 月 9 日まで
駐車場利用車輛				駐車場No.	
更 新 料	契約更新時(2年毎)に乙は丙に更新料として家賃の20%(消費税別)をお支払いください。				
口 座 振 替	口座振替は翌月分を毎月30日(土、日、祝日の場合翌営業日)に引き落とし、万一残高不足の場合は当社では通知や再振替等はしません。又、契約時に加入された保証会社より乙・丙に対して連絡がいきます。				
施 設 設 備	※エアコン等の電気器具については万一故障の場合は賃貸人にて機能保障するものではない。但し、賃借人負担にて修理等を行ない使用することはできる。				

2017 年 2 月 10 日

賃貸人(甲)住所 宜野湾市新城2-44-20

氏名 (有)とみや不動産

賃借人(乙)住所 中城村当間140-3

氏名 新垣 光宗

連帯保証人住所

氏名

自 宅 TEL

勤務先TEL

連帯保証人住所

氏名

自 宅 TEL

実印 勤務先TEL

賃貸業務管理会社(丙)

有限会社とみや不動産

免許番号 沖縄県知事(7)第2047号

仲介業者 有限会社とみや不動産
〒901-2201
宜野湾市新城二丁目44番20号
TEL:098-892-1277(代)
代表取締役 八木 政徳

宅地建物取引士
登録番号

表記の賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、表記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について下記条項を承諾の上、賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本書2通を作成し各1通を保有する。

(用 途)

第1条 乙は、本物件を店舗・事務所以外の用途に使用することはできない。

(契約期間)

第2条 契約期間は表記の2年間とする。但し、期間満了2ヶ月前までに甲乙協議の上、更新できる。また、本契約を更新する場合、乙は更新手続きについて賃貸業務管理会社（以下「丙」という）に委託し、手数料として家賃の20%（消費税別）を支払うと共に、契約に必要な書類、契約書を作成し、甲に提出する。

(家賃及び、共益費等の支払い義務)

第3条 1. 月額家賃、共益費、駐車場料、その他料金（以下賃料等という）は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金になるよう支払わねばならない。
尚、消費税（地方消費税を含む）の税率が変動した場合はそれに応じて消費税相当額も当然に変動するものとする。
2. 賃料等の支払義務は、第2条の契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の入金方法は、甲の指定する銀行における自動振替でなければならない。但し、甲が承諾をした場合、もしくは期日までに入金できなかった場合は、甲の指定する口座に振込むものとする。
4. 賃料等の入金に係る振込手数料、自動振替手数料は、乙の負担とする。

(支払い委託、保証委託)

第4条 1. 乙が賃料等について収納代行会社による支払委託制度を利用し委託する場合は、収納代行会社を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途乙、収納代行会社間で締結する支払委託契約の定めによる。
2. 乙が本契約について保証会社による保証委託契約を結び利用する場合は、本契約の甲に対する債務について保証会社を連帯保証人として行うことができることとし、その内容については別途乙、保証会社間で締結する保証委託契約書の定めによる。
3. 支払委託契約が解除、取り消しその他の事由により終了したとき、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃貸借費用については、甲の指定する管理会社に持参もしくは振込みの方法により支払うものとする。
尚、振込みの方法による場合、その振込手数料は乙の負担とする。
4. 保証委託契約が解除、取り消しその他の理由により終了した場合は、乙は速やかに新たな保証会社と保証委託契約の締結、または甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。尚、その場合に発生する保証委託手数料等については、乙の負担とする。

(延滞損害金)

第5条 1. 乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを延滞したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
2. 丙が、乙の甲に対する賃料等の延滞債務を立替払いしたときは、乙は丙に対し、立替金及び立替金に対する賃料等の発生日から完済まで年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。但し、乙が賃料等の支払方法として収納代行会社の支払委託制度を利用する場合は、支払委託契約の定めによるものとする。
3. 前項の規定は、丙が乙に対し立替払いの義務を負うことを意味するものではない。

(敷 金)

第6条 1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れる。
2. 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺することができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあった場合、契約期間未満で解約した場合は全額返還なし、期間以上での解約の場合は10割返還する。但し、甲は、本物件の明渡し時に、家賃の滞納や乙が故意または重大なる過失により、本物件または付帯設備に加えた損害があるなど、乙の債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
4. 敷金の返済に係る振込手数料等の費用は、乙の負担とする。
5. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任できないものとする。但し、支払委託制度、保証委託制度を利用する場合は、支払委託制度、保証委託制度の定めによるものとする。

(礼 金)

第7条 礼金を支払った場合は、本契約締結後、礼金の返還を求めることはできない。

(鍵交換、抗菌施工)

第8条 玄関の鍵の交換料、抗菌施工は乙の承諾の上、乙の負担とする。なお鍵を紛失した場合は乙が実費負担するものとする。

(賃料等の改定)

第9条 契約期間中であっても、公租公課の増徴、物価の変動、その他の理由により賃料等が不相当となったときは、甲乙協議の上賃料等を改定できる。

(賃借人の善管義務)

第10条 1. 乙は、善良な管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。また、乙の責にて本物件及び付帯設備等に損害を与えた場合、乙は速やかにその賠償をしなければならない。
2. 乙は要修繕箇所を発見した場合、直ちに甲（丙）にその旨通知しなければならない。尚、乙がその通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部もしくは全部を賠償しなければならない。別紙添付。

(火災保険の加入)

第11条 火災、爆発、漏水等の事故に備え、乙は自己の負担で本契約期間中は必ず継続して賠償責任保険付の火災保険に加入しなければならない。万一、乙の故意、過失等により甲に損害を与えた場合、その損害等を保険金により充当できない部分については別途賠償しなければならない。

(承諾事項)

第12条 乙が、階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件出入口の鍵を変えるとき、乙はあらかじめ甲・丙の書面による承諾を得なければならない。

(甲の契約解除権)

- 第13条 1. 甲は、乙が賃料等の支払いを滞納し、その滞納額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除できる。
2. 乙が甲の書面による承諾なしに下記の事項に該当したとき、もしくは、本契約書の各条項並びに別途定める入居規約等の禁止、制限事項に違反したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができ、乙はこの請求に応じなければならない。
- (1) 乙が賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が甲乙間の信頼関係を損うと認められるとき。
支払委託制度、保証委託制度を利用する場合においても同様とする。
 - (2) 本物件を民泊事業・第三者に転貸及びその権利を譲渡したとき、または不正な行為によって入居したとき。
 - (3) 本物件を第1条の用途以外に使用したとき。
 - (4) 本物件の外部もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の改造、模様替等現状の変更をしたとき。
 - (5) 排水管を破損等させるおそれのあるものを流すこと。鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (6) 本物件内に動物類を持ち込んだとき。または、大型の金庫等の重量の大きな物品等を搬入したとき。
 - (7) 環境の秩序を破壊する行為(大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏等を含む近隣者に迷惑となる行為)を行ったり、15日以上行方不明となり防火、盗難予防、家屋保存、管理等に支障があるとき。
 - (8) 乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治・宗教活動集団、暴走族等)の構成員、準構成員と判明したとき。
 - (9) 建物、室内、廊下等で一見して暴力団等の関係者として見られるような態度等で徘徊、放歌、高吟するなどにより、近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしたとき。
 - (10) 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
3. 本条の規定以外にも、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与える行為をしたとき。

(費用負担)

- 第14条 1. 乙は入居期間中の、畳の表替、裏返し、襖、障子の張替、本物件内の各電球の取替、給水栓・排水栓の取替、ガラス破損による取替、排水のつまり補修、その他の小修理及び住宅の使用上生じた諸雑費を負担する。
2. 電気、ガス、水道料金、汚物ゴミ処理等の費用、浄化槽の清掃代金、エアコン洗浄及び町費、その他町内会の出費等の費用を負担する。

(賃貸人の立入り)

- 第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

(行方不明の場合の措置)

- 第16条 乙が15日以上行方不明となった場合、甲または丙は、乙の緊急連絡先、親族等乙の関係者立ち会いの上、本物件に残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することができる。尚、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(解約予告)

- 第17条 本契約期間内においても、甲は正当事由があり、かつ、書面による6ヶ月前の予告をもって、また、乙は書面による1ヶ月前の予告をもって、本契約を解約することができる。解約する月は、日割計算にて賃料等を支払うものとする。但し、乙は、解約申込日から1ヶ月分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し及び原状回復)

- 第18条 1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明渡ししなければならない。この場合において、乙が故意または重大なる過失により、本物件及び付帯設備を損傷したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。
2. 本契約における本物件の明渡しとは、乙及び入居者全ての退去、乙が本物件内に搬入した全ての家財、物品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理、第19条に規定する諸費用精算の完了及び鍵全て(複製した鍵を含む)の返還の完了したときをいう。
3. 本物件の解約の際、乙は甲(丙)に対し移転料、立退き料、損害賠償、その他についても、本契約に基づく以外の一切を請求しない。
4. 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
5. 通信機器及び乙が設置したもの全てを撤去しなければならない。

(諸費用の精算)

- 第19条 1. 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金等について精算をしなければならない。(灯油、浄化槽の清掃代金、エアコンの内部洗浄、新聞、通信機器及び設置したもの全て)
2. 乙は、第6条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(契約の消滅)

- 第20条 天災、地変、その他甲の責に帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害について、甲(丙)はその責を負わない。

(連帯保証人、乙から連帯保証人への委任)

- 第21条 1. 連帯保証人は、甲に対して本契約から生ずる全ての債務を連帯して保証する。
2. 連帯保証人は、本契約が更新された後も引き続きその責を負う。
3. 乙は連帯保証人が死亡、解散、倒産、または保証能力を失ったときは、速やかに甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。
4. 乙は連帯保証人に対して、乙が所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解約し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(駐 車 場)

- 第22条 1.乙は、駐車場においての駐車場所、車輛、ネームプレート(ネームプレート代は乙の負担とする)、積載物等の管理を行い、盗難又は、事故、無断駐車等について甲及び丙はそれらの損害の一切の責任を負わない。
2.保管場所使用承諾書の発行が必要な場合は、別途乙は車庫保証金及び発行事務手数料を甲へ支払う。

(団体交渉)

- 第23条 乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲(丙)に対して団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉を行わないものとする。

(合意管轄)

- 第24条 乙は、本契約について紛争が生じた場合、乙の住所地の如何にかかわらず本物件の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を、管轄裁判所とすることに同意するものとする。

(内装造作諸設備工事)

- 第25条 1.本契約後、乙において本物件内の内装造作または付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。
2.前項の内装造作または付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
3.第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
4.乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替等について、乙はその買取請求権を放棄することを承諾し、直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
5.乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合には、この為が生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(規定外事項)

- 第26条 本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲乙は各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

(暴力団の排除)

- 第27条 乙が次の各項の一に該当した時は甲は何ら催告をせず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
1.乙が暴力団、過激な政治活動集団などの反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
2.本物件内、共用部分等に暴力団であること感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
3.本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
4.本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴力障害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚せい剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
5.本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗暴な態度言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えたとき。
6.本条の規定以外にも、沖縄県暴力団排除条例にも基づく事項に該当したとき。

その他の特約事項

1. 甲は本物件の賃貸借業務の管理を丙に委託しており、賃料等(延滞損害金を含む)や鍵の交換料、抗菌施工の支払いを丙にする事を乙は承諾した。また、解約の連絡も所定の用紙で丙に通知するものとする。尚、郵送の場合は、郵便局の消印の日付を解約予告日とする。
2. 原状回復の義務として室内外の清掃費等 現状 _____ 退去時に支払うものとする。また鍵の交換、ニス塗り、全部屋の電球の取替修繕等の費用は乙の負担とする。現状回復については甲・丙の指定業者によるものとする。
3. 更新契約時に乙は丙に更新料として家賃の20%(消費税別)を支払うものとする。
4. 対象不動産に抵当権が設定されている場合、当該抵当権が実行により競売された場合において、乙は買受人から明渡しを求められたときは、6ヶ月以内に明渡ししなければならない。また継続して入居可能な場合であっても、新たに賃貸借の締結等を求められた場合はそれに応じなければならない。賃借人は旧所有者に敷金の返還を請求しなければならない。
5. 反社会勢力の暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員ではないこと。
6. 本物件は普通借家契約であり、居住用として使用しなければならない。但し、甲・乙の承諾があればその限りではない。
7. ペット飼育禁止の賃貸借物件においてペットの飼育、及び一時預かりも含めて一切禁止とする。
またペットの餌付けは禁止とし、付近住民に迷惑を及ぼす行為があれば契約違反とする。

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/25	通信連絡費 / 固定電話 4月分	7,507	全額	7,507
6/26	通信連絡費 / 固定電話 5月分	7,472	全額	7,472
7/25	通信連絡費 / 固定電話 6月分	7,472	全額	7,472
8/25	通信連絡費 / 固定電話 7月分	7,472	全額	7,472
9/25	通信連絡費 / 固定電話 8月分	7,472	全額	7,472
10/25	通信連絡費 / 固定電話 9月分	7,472	全額	7,472
11/27	通信連絡費 / 固定電話 10月分	7,472	全額	7,472
12/25	通信連絡費 / 固定電話 11月分	7,472	全額	7,472
1/25	通信連絡費 / 固定電話 12月分	7,472	全額	7,472
2/26	通信連絡費 / 固定電話 1月分	7,472	全額	7,472
		74,755		
3/25	通信連絡費 / 固定電話 2月分	7,480	1/2	3,740
4/23	通信連絡費 / 固定電話 3月分	7,472	1/2	3,736
		14,952		
事務費 充当合計				82,231

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/23	複写機使用料 4月分	1,815	全額	1,815
6/23	複写機使用料 5月分	1,815	全額	1,815
7/24	複写機使用料 6月分	13,021	全額	13,021
8/23	複写機使用料 7月分	4,510	全額	4,510
9/25	複写機使用料 8月分	1,993	全額	1,993
10/23	複写機使用料 9月分	1,815	全額	1,815
11/24	複写機使用料 10月分	3,479	全額	3,479
12/25	複写機使用料 11月分	1,815	全額	1,815
1/23	複写機使用料 12月分	1,815	全額	1,815
2/26	複写機使用料 1月分	1,815	全額	1,815
		33,893		
3/25	複写機使用料 2月分	1,815	1/2	907
4/23	複写機使用料 3月分	1,815	1/2	907
		3,630		
事務費 充当合計				35,708

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 通 信 連 絡 費】

⑨ 事務費

電話代（固定電話KDDI）
（ 経 費 区 分 ）
詳 細：

4月分	2023	年	5	月	25	日
5月分	2023	年	6	月	26	日

No. 1

三三三 預金

8

5- 5-25 振出		*7,507KDDIリボ付 4月
5- 6-26 振出		*7,472KDDIリボ付 4月 5日

充当割

【 説 明： 政務活動事務所に係る経費 4月・5月分 】

合 計 額： ¥14,979 政務活動費充当額： ¥14,979

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 通 信 連 絡 費】

⑨ 事務費

詳細： 電話代（固定電話KDDI） (経費区分)

6月分 2023 年 7 月 25 日
7月分 2023 年 8 月 25 日

No.2

		現金		9
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)店番
5- 7-25	振出	*7,472KDDIリボ付	60	
5- 8-25	振出	*7,472KDDIリボ付	70	

充当割合

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 6月・7月分】

合 計 額： ¥14,944 政務活動費充当額： ¥14,944

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 通信連絡費】

⑨ 事務費

詳細：

電話代（固定電話KDDI）

（経費区分）

8月分	2023	年	9	月	25	日
9月分	2023	年	10	月	25	日
10月分	2023	年	11	月	27	日

No.3

三		預金		1	
1	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円) 国幣
2	5- 9-25	振出	*7,472KDDIリョウキョ 8.6		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	5-10-25	振出	*7,472KDDIリョウキョ 9.6		
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	5-11-27	振出	*7,472KDDIリョウキョ 1.6		
24					

充当割合： 100%

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 8月・9月・10月分】

合 計 額： ¥22,416 政務活動費充当額： ¥22,416

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 通信連絡費】

⑨ 事務費

詳細：

電話代（固定電話KDDI）

（ 経 費 区 分 ）

11月分	2023	年	12	月	25	日
12月分	2024	年	1	月	25	日

No.4

三		預 金		2	
日	金 目	内 容	お 支 払 金 額	お 領 り 金 額	差 引 残 高 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6	5-12-25	振出	*7,472	KDDI 1130770 12月	
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18	6- 1-25	振出	*7,472	KDDI 1130770 12月	
19					
20					
21					
22					
23					
24					

充当割合： 10/10 11月 ¥7,472 + 12月 ¥7,472 = ¥14,944

【 説 明： 政務活動事務所に係る経費 11月・12月分 】

合 計 額： ¥14,944 政務活動費充当額： ¥14,944

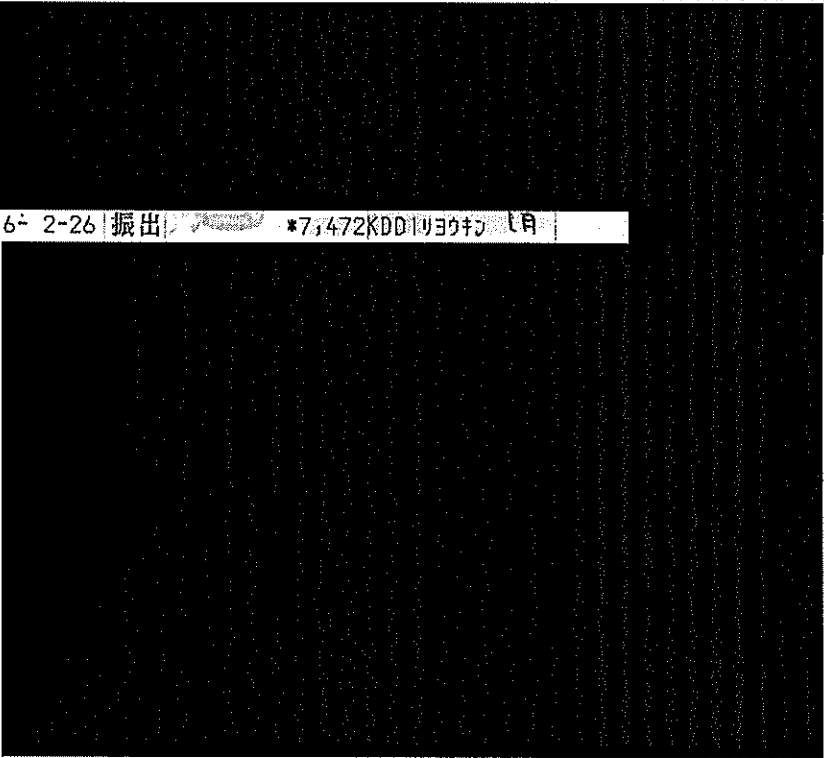
領収書添付用紙

【使 途 内 容：通信連絡費】

⑨ 事務費

詳細：電話代（固定電話KDDI）（経費区分）

1月分	2024	年	2	月	26	日	No.5
		年		月		日	

三		預金		3					
年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引繰越前金額			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7							6-2-26振出	*7,472KDDIの対	円
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									

充当割合：10/10 1月 ¥7,472

【説 明：政務活動事務所に係る経費 1月分】

合 計 額：¥7,472 政務活動費充当額：¥7,472

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 通 信 連 絡 費】

⑨ 事務費

詳細： 電話代（固定電話KDDI） (経費区分)

2月分	2024	年	3	月	25	日
3月分	2024	年	4	月	25	日

No.6

13	
14	
15	6- 3-25 振出 *7,480KDDIリョウキョ 2日 *
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	6- 4-25 振出 : *7,471KDDIリョウキョ 3日
26	
27	
28	
29	
30	
31	

充当割合： 1/2 2月 ¥7,480 + 3月 ¥7,471 = ¥14,951

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 後援会事務所として兼用 月分】

合 計 額： ¥14,951 政務活動費充当額： ¥7,476

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料】

⑨ 事務費

詳細： 複写機 (経費区分)

4月分 2023 年 5 月 23 日
5月分 2023 年 6 月 23 日

No.9

			預金		8		
年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
5							
6	5-5-23	振出		*1,815	SMBC(株) 5月		
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17	5-6-23	振出		*1,815	SMBC(株) 5月		
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

充当割合： 10/10 4月 ¥1,815 + 5月 ¥1,815 = ¥3,630

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 4月・5月分】

合 計 額： ¥3,630 政務活動費充当額： ¥3,630

領収書添付用紙

【使 途 内 容：通信連絡費】

⑨ 事務費

複写機

電話代(固定電話KDDI)

(経費区分)

詳細：

6月分 2023 年 7 月 24 日
7月分 2023 年 8 月 25 日

No.2

預金

9

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	繰引	残高	印	店番
5	7	24	振出	*13,021	SMBG(特) 6月				
5	8	23	振出	*4,510	SMBG(特) 7月				

充当割合

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 6月・7月分】

合 計 額： ¥14,944

政務活動費充当額：

¥14,944

$$13,021 + 4,510 = 17,531$$

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料】

⑨ 事務費

詳細：

複 写 機

(経 費 区 分)

8月分	2023	年	9	月	25	日
9月分	2023	年	10	月	23	日
10月分	2023	年	11	月	24	日

No.11

三

預 金

1

行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1						
2						
3	5- 9-25	振出	*1,993	SMBC(株) 〇〇		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10	5-10-23	振出	*1,815	SMBC(株) 〇〇		
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22	5-11-24	振出	*3,479	SMBC(株) 〇〇		
23						
24						

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料】

⑨ 事務費

詳細：

複 写 機

(経 費 区 分)

11月分	2023	年	12	月	25	日
12月分	2024	年	1	月	23	日

No.12

		三		預 金		2	
日	内 容	お 振 込 金 額	お 振 込 金 額	お 振 込 金 額	お 振 込 金 額	お 振 込 金 額	お 振 込 金 額
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7	5-12-25 振出			*1,815	SMB	(株) 〇〇 〇〇	〇〇
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17	6- 1-23 振出			*1,815	SMB	(株) 〇〇 〇〇	〇〇
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							

充当割合： 10/10

11月 ¥1,815 + 12月 ¥1,815 = ¥3,630

【説 明： 政務活動事務所に係る経費 1/1月・1/2月分

】

合 計 額： ¥3,630

政務活動費充当額：

¥3,630

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 使用料及び賃借料】

⑨ 事務費

詳細：

複 写 機

(経 費 区 分)

1月分 2024 年 2 月 26 日
2024 年 月 日

No.13

三			預 金		3		
年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8	6-2-26		振出	¥1,815	MBC(株) 16		
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

充当割合： 10/10 1月 ¥1,815 + 2月 ¥0 = ¥1,815

【 説 明： 政務活動事務所に係る経費 1月分 】

合 計 額： ¥1,815 政務活動費充当額： ¥1,815

政務活動費充当額： ￥1,815

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 消耗品費】

⑨ 事務費

詳細：事務用品代 (経費区分)

2024 年 1 月 2 日

No.15

EDON
エディオン

2024年01月02日

領 収 証

新垣 光栄 様

金 額 ￥21,565 -

但し 商品代として

消費税等 1,960円含んでおります

発行者



株式会社サンエー
登録番号：T5360001008803
(作成地)
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

No.302872093
発行店 西原シティ
電話番号 098-882-9105

金額	PCR
現金	21,565
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
商品	0

10%対象 ￥21,565
10%対象消費税 ￥1,960

お買上明細書

発行日 2024年01月02日(火) 19:25
店：00521 西原シティ
登録番号：T5360001008803
TEL 098-882-9105
レジ担当者：
販売担当者：
No. 00521-302-872093 POS：302

ストレージ
エレコム
ESD-EM31000GBK
4549550272865 1 ￥13,077
(総額値引クーポン ￥303)
プリンタ消耗品
エプソン
KETA-SGL
4988617365483 2 ￥5,805
(総額値引クーポン ￥135)
プリンタ消耗品
キヤノン
BG-345XL
4549282088571 1 ￥2,583
(総額値引クーポン ￥62)
クーポン
ご利用
77"リ-500イン"キ
2800052011607 1 ￥0
(10%対象 ￥21,565)
(10%対象消費税 ￥1,960)

上記「お買上明細書」の金額はお買上金額を表示するもので、領収金額とは異なる場合がございます。

充当割合 100.00%

【説 明： 政務活動に係る事務の遂行に必要な消耗品】

合 計 額 ￥21,565 政務活動費充当額 ￥21,565

領収書添付用紙

【使 途 内 容： 消耗品費】

⑨ 事務費

詳細：

事務用品代

(経 費 区 分)

2023 年 9 月 6 日

No.16

領 収 証

No. _____

新垣

様

2023年9月6日

★ ¥ 808.-

但し 文具代のみ

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒901-2212 沖縄県宜野湾市長田3-22-21

文具の店 たかはし

電話(098)896-1555

FAX(098)896-1550

文具の店 たかはし

沖縄県宜野湾市長田3-22-21
TEL:098-896-1555

01
2023/09/06

No. 1-T
9:53

065143

1名様

1 キヤパ*ノート ¥470 外
1 キヤパ*ノート 3号 70枚 A罫 ¥265 外

2 点
外税対象計 ¥735
外税 10% ¥73
合計 ¥808
現金 ¥1,000
お釣 ¥192

充当割合： 10/10

(文具ノート)

【説 明： 政務活動に係る事務の遂行に必要な消耗品

】

合 計 額： ¥808

政務活動費充当額： ¥808

領収書添付用紙

【使 途 内 容：修繕費】

⑨ 事務費

詳細： 備品等の修理代（パソコン） (経費区分)

2024 年 1 月 25 日

No.17

領 収 証

新垣 光栄

様 No. _____

金額

¥ 150,000

出

2024 年 1 月 25 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

Ksupport
〒801-2119 福岡市大見1-8-1008ビル101
TEL: 092-281-1111

コクヨ ウケ-05

充当割合： 10/10 パソコン修理代（バッテリー交換）

【説 明： 政務活動に係る事務の遂行に必要な経費】

合 計 額： ¥15,000 政務活動費充当額： ¥15,000